

5 身近で相談や利用援助が受けられる体制づくり

1 障がい者理解を広げる啓発

人権尊重を基本にしながら、市民一人ひとりが障がいや障がい者についての正しい理解と認識を持てるよう、市民や企業、各種団体への広報・啓発を展開します。また、精神障がいや発達障がい^{*}に関する啓発を強化します。

2 相談支援体制の充実

地域生活支援センターの拡充と専門性の向上を図るとともに、コーディネート^{*}機能を持った福祉事業の利用援助体制の確立やそのための人材の確保に努めます。特に、今後重点的に精神障がい者の生活支援や就労支援等総合相談支援機能を確立します。また、自己の意思表示の困難な障がい者に係る人権、権利等の擁護を図るとともに、これらの検証や施策の立案機能を担う城陽市障がい者自立支援協議会^{*}の活性化を図ります。

3 地域ケア^{*}体制の整備

高齢者福祉施策との十分な連携による効果的な施策運用、障がい者ニーズの多様化に対応した新たな施策の導入、施策分野間の連携強化、幅広い市民参加等により、障がい者の自立を支援し、地域で安心して生活できる条件整備を進めます。特に、発達障がい^{*}のある児童や精神保健福祉について、重点的にサービス調整・提供体制の整備に努めます。また、城陽市障がい者自立支援協議会^{*}とも連携し、障がい者のためのケアマネジメント^{*}体制の確立と人材の確保や育成を図ります。

4 障がい者のための防災対策の推進

日頃から障がい者、家族やサービス事業者の防災意識の高揚を促すとともに、災害時要配慮者の把握を進めます。また、災害時要配慮者の避難誘導やその後の避難生活における支援を含む自主防災活動が地域で迅速に行われるよう、地域ぐるみでの日頃の見守り、避難協力体制の確立を図ります。

施策の体系

1 障がい者理解を広げる啓発

① 人権尊重

人権尊重のまちづくりへの総合的取り組み／学習機会の提供

② 学校教育等の推進

小中学校の活動充実／幼稚園、保育園での取り組み

③ 地域における学びの場

親子体験教室の開催／市民連続講座の開催／「障害者週間」等の取り組み推進／市民福祉講座等の開催

④ 情報収集

情報収集の推進と制度の周知への取り組み

コーディネート……地域資源や人材を調整・活用すること。
ケアマネジメント……介護や援護を必要とする人からの相談に応じ、社会生活上での複数のニーズを充足させるため適切な社会資源と結びつけるよう、関係機関等と連絡調整を行うこと。

福祉避難所……災害時に、援護が必要な障がい者等を一時的に受け入れる施設。

2 相談支援体制の充実

① 相談支援の充実

相談支援体制の充実／専門相談の充実／人材の育成／市民による相談活動の促進／サービス利用計画の作成／「こころの相談」の実施

② 権利擁護の推進

成年後見制度の周知と利用援助／日常生活支援事業の推進／権利擁護への取り組み／障がい者への虐待防止に向けた取り組みの実施／障がい者虐待防止センターの設置

③ 相談支援のネットワーク化

相談支援機関等の連携／身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・こころの健康推進員との連携

④ 制度の周知・情報提供の推進

保健・医療・福祉等に関する制度の周知の推進

⑤ 情報システム化の推進

情報システムの高度化の推進／新たな情報システムの活用検討

3 地域ケア^{*}体制の整備

① 障がい者自立支援協議会^{*}の推進

城陽市障がい者自立支援協議会^{*}の活性化

② 発達支援システムの推進

発達支援システムの構築／市内発達支援チームの編成／支援ファイルによる発達支援／個別の支援計画の作成／支援計画の内容の検討と充実／計画に基づく支援の推進

③ 総合的な地域ケア^{*}の推進

城陽市独自の新たな障がい者ケアマネジメント^{*}体制の確立／対象者の把握／専門的な支援機関の確保と育成／支援の開発と提供／支援計画基準の検討／支援者の確保と育成／総合的支援体制の整備

4 障がい者のための防災対策の推進

① 防災意識の高揚

防災意識の高揚と地域での支援体制づくり

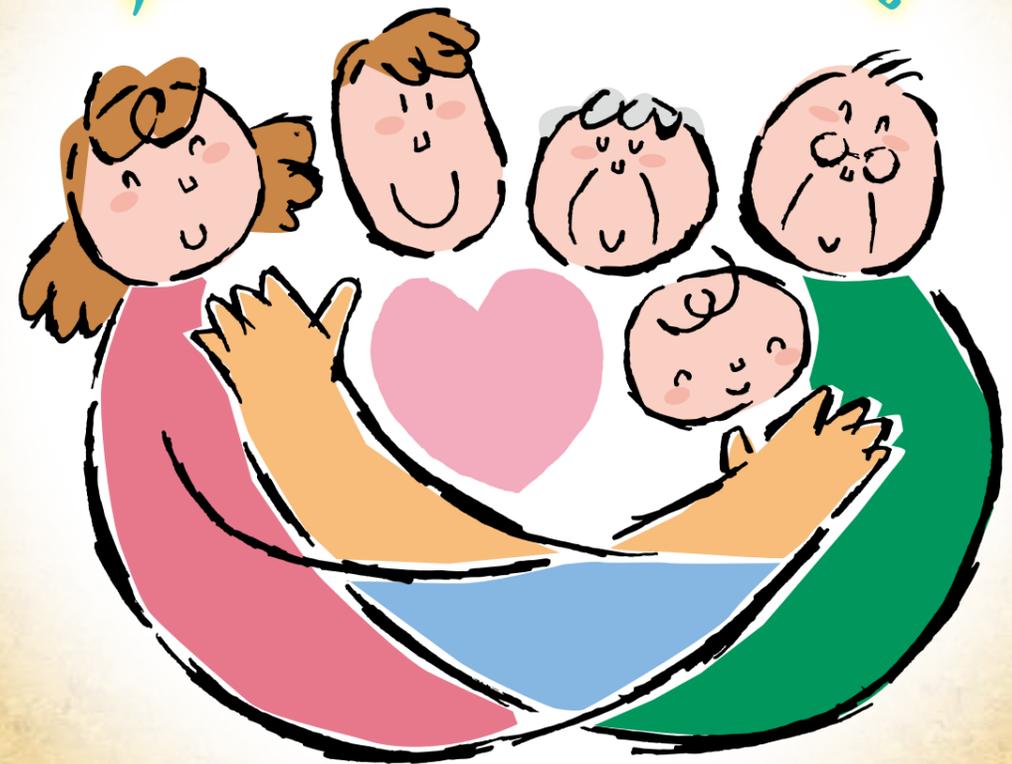
② 災害時要配慮者対策の推進

災害時要配慮者の把握／福祉避難所^{*}の確保

城陽市障がい者計画

概要版

障がいのある人とない人が
共に生きる地域社会の実現



城陽市障がい者計画 概要版

発行年月／平成24年(2012年)3月 発行／城陽市 福祉保健部 〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地・17番地

電話／0774-56-4033(直通) FAX／0774-56-3999 Eメール／fukushi@city.joyo.kyoto.jp

※本冊子は古紙と植物性インキを使用しています。

平成24年(2012年)3月

城陽市

計画策定の趣旨

障がい者福祉の制度は、利用者の増加が見込まれる中で全般にわたる抜本的な改革が求められてきました。こうした課題に対応するため、平成18年(2006年)4月には障害者自立支援法が施行されました。しかし、平成22年度(2010年度)には、同法が平成25年度(2013年度)に廃止されることが閣議決定され、国においては新たな法令の制定に向けて審議がされています。

本市では、平成18年度(2006年度)から平成23年度(2011年度)までを計画期間とする「城陽市障がい者計

画」を策定し、障がいの種別、程度、生活実態に応じた多種多様なニーズへの対応を図りながら、障がい者の生活の向上のため、福祉はもとより、保健、教育、生活環境整備等様々な施策に取り組んできたところです。

このような経緯から、現在の「城陽市障がい者計画」の計画期間が終了することに伴い、障がいのある人が住み慣れたまちで地域の人たちとともに安心して生活できるまちづくりをめざすため、同計画を見直し、新たな「城陽市障がい者計画」を策定します。

基本的な目標と理念

本市では、障がい者の自立と社会参加を支援するノーマライゼーション*とリハビリテーション*の2つの考え方を基本に、全ての障がい者が完全参加と平等のもとに、個人の尊厳を保障され、障がいのない人と同等に社会の一員として自己選択と自己決定を果たすことがで

きる社会づくりをめざします。また、選択の機会が保障されつつ、生涯にわたって自立し、身近で安心して暮らせる地域づくりをめざします。このため、「障がいのある人とない人が共に生きる地域社会の実現」を本計画の目標とします。

障がいのある人とない人が共に生きる地域社会の実現

基本目標

基本理念

1

障がい者の権利と尊厳の保護

障がい者が当たり前暮らし、自分らしい人生を送るにあたって、人としてふさわしい生活を営む権利と個人の尊厳が重んじられるとともに、差別・虐待等の人権侵害がない地域社会をめざします。

2

社会のバリアフリー*化の推進

障がい者が、障がいのない人と同じように自由に行動し、社会参加できる上で妨げとなる物理的、制度的、社会的及び心理的な障壁(バリア)をつくらず、取り除くことによって、障壁のない社会の形成やまちをめざします。また、障がいによる心身の特性、あるいは運動やコミュニケーションの特性を受止め、多様な障がいをあたたかく包括し、ともに社会参加を行える市民意識の醸成をめざします。

3

交流と支えあいの推進

障がいのある、ないに関わりなく市民一人ひとりがお互いに交流し、支え合うとともに、一人ひとりが地域福祉の担い手である自覚を持ち、ともに地域の活動に参加する協働のまちをめざします。

注)本冊子中、※の付いた用語には最初に出てきたページの下欄に説明があります。

ノーマライゼーション……高齢者や障がい者など、誰もが特別に区分されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるという考え方。

リハビリテーション……障がい者の人間的復権を理念として、医学、教育、社会福祉、職業などの専門職が総合的な援助を行い、身体的、精神的、社会的な自立を援助すること。

4

障がい者の主体性の確保

障がい者が個性や持てる能力を十分に発揮でき、主体性を持ち、社会へ積極的に参加できる地域社会をめざします。

5

ニーズの多様性への対応

障がいの種別・程度別のニーズや、保健・医療・福祉、教育、生活環境、就労等多岐にわたる社会的支援へのニーズに対応したきめ細かな施策の充実を図る一方で、障がい者及び介護者の高齢化に対応するため、高齢者福祉施策等と施策間の連携を図り、行政施策の体系的かつ効果的な提供システムの確立をめざします。

6

支援の連続性への配慮

保健・医療・福祉、教育等の支援にあたって、障がい者やその家族の一生を見据えながら、成長、加齢に応じた適切な支援や、連続性のあるサービス提供をめざします。

計画の性格と位置づけ

《計画の位置づけ》

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「障害者基本計画」であるとともに、障害者自立支援法第88条に基づく「障害福祉計画」を包含します。

また、本計画は、障害者基本法第2条に定義される障がい者、すなわち身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象とするものです。また、発達障がい*者、難病*等に起因する身体または精神上の障がいを有する人も対象として含みます。

《計画策定体制》

学識経験者、地元医師会等の保健医療関係者、福祉施設関係者、社会福祉協議会や民生児童委員協議会等の地域福祉関係者、市民代表、生きがい・社会参加に関する団体等の関係者からなる「城陽市地域福祉推進会議」により計画内容の協議を行うとともに、「城陽市障がい者自立支援協議会*」においても内容の協議を行いました。なお、庁内関係部局の構成員からなる「城陽市地域福祉推進委員会」により計画内容の検討も行いました。また、障がい者に対して実態調査を実施するとともに、関係団体とも懇談会を行い、パブリックコメント*を実施し、市民の意見の反映に努めました。

《計画期間》

「障がい者計画」は、平成24年度(2012年度)から平成29年度(2017年度)の6カ年を計画期間とします。



《関連計画との整合》

「障がい者計画」は、「城陽市総合計画」「城陽市地域福祉計画」や関連する個別計画と整合を図りながら推進する障がい者関連施策の具体的な展開方向を示すものです。

施策の体系

1 いつまでも健康で過ごせるまちづくり

- 健康づくりの充実
- 保健の充実
- 医療とリハビリテーション*の充実

2 健やかに成長できるまちづくり

- 療育*、保育、就学前教育の充実
- 教育の充実
- 休日、放課後、長期休暇中の生活の支援

3 地域で安心して暮らせるまちづくり

- コミュニケーション支援の充実
- 福祉サービス等の充実
- 経済的支援の充実

4 社会参加を果たせるまちづくり

- 雇用・就労の促進と安定
- 職業訓練と福祉的就労環境の整備
- 生涯学習や文化活動の充実
- スポーツ・レクリエーション活動の充実

5 身近で相談や利用援助が受けられる体制づくり

- 障がい者理解を広げる啓発
- 相談支援体制の充実
- 地域ケア*体制の整備
- 障がい者のための防災対策の推進

発達障がい……自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性症候群、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

難病……原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病や経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介助等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

障がい者自立……障害者自立支援法に基づいて、相談支援事業の適正かつ円滑な推進を図るために設置される協議会で、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に向けた協議、地域関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、障がい福祉計画の作成・具体化に向けた協議等を行う。

パブリックコメント……政策形成過程で、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して、政策決定を行うもの。

療育……医療、訓練、教育、福祉などによって障がいを克服し、児童が持つ発達能力を開発し、自立に向かって育成すること。

地域ケア……事業者・行政・住民が連携して高齢者や障がい者などを地域で支える支援。

1 いつまでも健康で過ごせるまちづくり

1 健康づくりの充実

市民一人ひとりの健康の保持増進を図り、地域や職場での健康づくりに関する取り組みを育て、支援します。また、障がいの原因となる事故防止対策・各種疾病の予防対策、障がいの早期発見・早期対応体制、障がいを軽減し自立を促進するためのリハビリテーション*医療について、保健・医療・福祉の各分野の連携を強化するなかで充実を図っていきます。さらに、心の健康づくりの啓発や心の健康に関する教室等を充実し、ストレス解消のため市民の趣味や生きがいづくりを支援します。

2 保健の充実

障がい者の障がい特性やライフステージ*に応じた、健康教育・健康相談・健康診査等に参加しやすい体制の整備を進めるとともに、保健・医療・福祉の各分野の連携を強化します。また、障がいを受けた初期の段階で、本人及び家族に対して障がいの軽減に係る各種施策の紹介、精神的な支援等を行います。

3 医療とリハビリテーション*の充実

障がいの種別や特性に応じた適切な医療サービスがいつでも受けられるよう、医療機関と保健・福祉との連携を強化します。また、医療機関の連携体制の整備を図ります。

施策の体系

1 健康づくりの充実

① 健康の保持・増進

健康づくり事業の推進／健康づくり活動の推進

② 障がいの発生予防・早期発見体制の整備

障がいの発生予防・早期発見に向けた母子保健対策の推進／中途障がいの発生予防・早期発見に向けた成人保健対策の推進／高齢期障がいの発生予防・早期発見に向けた介護保健対策の推進／心の健康づくり対策(精神保健対策)の推進

2 保健の充実

① 母子保健、学校保健等の推進

母子保健の推進／学校保健の推進

② 成人保健や介護予防の推進

成人保健の推進／介護予防の推進

3 医療とリハビリテーション*の充実

適切なリハビリテーション*を受けられる体制の整備促進／救急医療体制の整備／障がい者配慮についての医療機関への要請／公費負担医療制度の運営／リハビリテーション*機会の推進／急性期から回復期、維持期への連携体制の整備



ライフステージ……生活段階または人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、おのおの段階。

2 健やかに成長できるまちづくり

1 療育*、保育、就学前教育の充実

障がいを受けた初期の段階で精神的な支援等を行える相談指導体制及び保育事業、療育*事業の充実に努めます。また、発達障がいの正しい理解の普及、相談支援体制の強化に努めます。さらに、就学のための情報提供及び相談活動とともに、児童の成長に伴って必要な支援が連続して提供されるよう、ふたば園、保育所、幼稚園、学校等の連携体制の強化と発達支援のための新たなシステムの整備と児童一人ひとりの個別の支援計画の作成を図ります。

2 教育の充実

教育内容の充実、教育環境の整備、教職員の資質・能力の向上とともに個別の指導計画に基づいた特別支援教育*の充実に努めます。また、保護者が必要とする適切な時期に就学や進路の判断に資する情報提供及び相談活動の充実に努めます。特に中学、高等学校卒業後の進路については、学校と職業安定所等関係機関の連携による相談機能の充実に努めます。また、就労環境が充実するよう、市内の企業や経済団体等への啓発に努めます。

3 休日、放課後、長期休暇中の生活の支援

身体障がいや知的障がい、発達障がい*のある児童生徒が、休日や放課後、長期休暇中も学校や地域で過ごせるよう、生活の過ごし方に対応した学童保育等の推進を図ります。

施策の体系

1 療育*、保育、就学前教育の充実

① 早期療育*の充実

障がい児通園事業／こども発達支援センターとの連携／療育*に関わる関係機関の連携強化と情報の共有化／難聴児への早期支援

② 保育の充実

障がい児保育・母子通園事業の推進

③ 発達障がい*に対応した支援体制の整備

発達障がい*の正しい理解の促進／発達障がい*の早期発見・早期支援／庁内と関係機関の連携／発達障がい*支援センター早期開設の要望

2 教育の充実

① 障がいのある児童生徒への教育の充実

特別支援教育*の推進／教育活動等の推進／教育環境の整備／教職員の資質・能力の向上と研修の推進

② 教育相談、就・修学、進路指導の推進

教育相談、就・修学指導の推進／進路指導の推進

3 休日、放課後、長期休暇中の生活の支援

休日や放課後、長期休暇中の生活の支援／障がい児通所支援の実施



特別支援教育……これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥/多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うもの。

3 地域で安心して暮らせるまちづくり

1 コミュニケーション支援の充実

視覚障がい者や聴覚障がい者及び知的障がい者等の自立と社会参加を促進するために、コミュニケーションと情報の取得または利用のための手段の確保や行政情報の提供を充実するとともに、多様な情報通信手段の活用を図ります。

2 福祉サービス等の充実

障がい者の自己選択や自己決定を尊重し、利用者本位の自立支援給付の適切な運用に努めるとともに、サービスの充実や介助者支援施策の充実を図ります。また、グループホームの確保に努めます。さらに、これらのサービス利用が負担とならないよう、配慮に努めます。入所施設サービスについては、施設機能の充実を図るとともに地域社会に開かれた施設としてその活用を進めます。また、施設から地域への移行について支援施策の充実を図ります。

3 経済的支援の充実

国の所得保障制度の充実を国や府に対して働きかけていくとともに、医療費の助成や更生医療*の給付によって障がい者やその家族の経済的負担を軽減するよう努めます。また、市独自のサービス利用費の負担軽減を実施します。さらに、経済的負担の軽減を図る制度について充実に努めます。

施策の体系

1 コミュニケーション支援の充実

視覚障がい者へのコミュニケーション支援／聴覚障がい者へのコミュニケーション支援／手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣及び専門養成の推進／聴覚言語障がい者への支援／人材の確保／重度聴覚障がい者等ミニファックス及び身体障がい者福祉電話の設置事業／新しい情報機器の利用と導入／情報環境のバリアフリー*化／聴覚障がい者情報発信システムの推進

2 福祉サービス等の充実

① 障がい福祉サービスの給付

訪問系サービス／短期入所サービス／日中活動系サービス／居住系サービス／グループホーム・ケアホーム／補装具給付事業

② 地域生活支援事業*の提供

コミュニケーション支援事業／日常生活用具給付事業／移動支援事業／地域活動支援センター／日中一時支援／相談支援事業

③ 介助者支援事業の推進

心身障がい者介護支援事業の充実／家族介助者や保護者同士の交流

④ 多様な福祉事業の充実

重度肢体障がい者ガイドヘルパー派遣事業の推進／専門的知識と技術が十分に活かされる環境整備／訪問入浴サービスの検討／通所交通費の助成／障がい者住宅改良助成事業／住宅改修支援事業／外出支援サービスの実施の推進／身体障がい者用自動車改造費助成事業、自動車運転免許取得教習費助成事業の推進／難病*患者等居宅支援事業／小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業／診断書料補助事業の推進／精神障がい者のグループワーク*等の充実／住民参加型相互援助サービス事業の支援／当事者団体への支援／「サロン・アニマート」の実施

⑤ 重度障がい者への支援

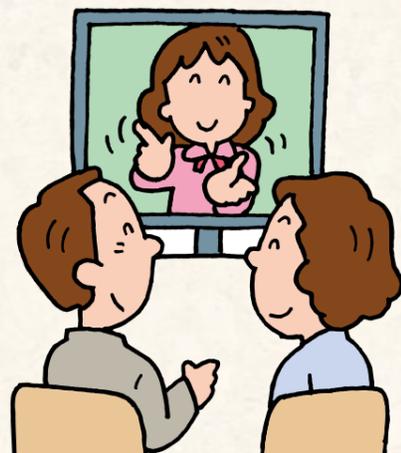
重度障がい者への支援／医療的ケアを必要とする重度障がい児者支援の充実

⑥ 施設への支援

施設機能の地域への開放／地域生活移行支援の充実／施設整備への支援

3 経済的支援の充実

特別障がい者手当等支給事業／心身障がい者扶養共済制度加入奨励金支給事業／特別児童扶養手当支給事業／自立支援給付における利用者負担の軽減／地域生活支援事業*における負担軽減／福祉医療費の支給



4 社会参加を果たせるまちづくり

1 雇用・就労の促進と安定

障がい者の希望する就労環境が実現するよう、本市も国や府の事業に積極的に協力していきます。また、自立支援給付による訓練等支給事業の適切な支給を図ります。さらに、一般企業の理解を促すとともに協力を得て、就労機会の拡大を促進します。

2 職業訓練と福祉的就労環境の整備

福祉サービス事業所の福祉的就労の場を確保するため、福祉サービス事業所を支援することにより障がい者の就労促進を図ります。また、有効かつ生きがいに結びつく作業の開拓を促し、そのために必要な支援を進めていきます。

3 生涯学習や文化活動の充実

障がい者が地域社会の構成員として様々な生涯学習活動、文化芸術活動等幅広い社会活動に参加できるよう、機会の充実や人材の育成、条件整備を図ります。

4 スポーツ・レクリエーション活動の充実

スポーツ・レクリエーション活動等幅広い活動分野にわたって、障がい者が気軽に参加できるようその環境整備を推進し、障がい者の社会参加活動を促進していきます。

施策の体系

1 雇用・就労の促進と安定

雇用啓発活動の推進／障がい者への職業相談・指導の推進／市職員への障がい者採用

2 職業訓練と福祉的就労環境の整備

訓練等給付*／障がい者施設の支援／事業所のネットワークや販路開拓への支援／施設と市の業務との連携／施設と企業との連携への支援／市内福祉施設リサイクル事業への支／公共事業等の委託への支援

3 生涯学習や文化活動の充実

① 生涯学習の充実

城陽市生涯学習推進計画の推進／障がい者利用に配慮した生涯学習施設の整備／障がい者ニーズに応える生涯学習メニューの推進／生涯学習情報の提供／障がい者利用に配慮した生涯学習支援策の整備

② 文化芸術活動の充実

文化芸術活動の推進／指導員の養成

4 スポーツ・レクリエーション活動の充実

障がい者スポーツ・レクリエーション施設の推進／イベントの開催／障がい者スポーツ指導員の養成／障がい者の参加を念頭においたレクリエーション活動の推進



更生医療……………18歳以上の障がい者の障がいを除去または軽減して職業能力の増進、日常生活を容易にするために行われる医療。
バリアフリー……………社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的障がいを取り除いた状態。一般的には障がい者が利用する上での障壁が取り除かれた状態として広く使われている。
地域生活支援事業……………障害者自立支援法に基づき、介護給付や訓練等給付などによる保健福祉サービスとは別に、相談支援事業、移動支援事業など地域での生活を支えるさまざまな事業を地域の実情に応じて、都道府県と市町村が協力して行っていくもの。
グループワーク……………ソーシャルワークの主要な方法の一つで、グループを活用して個人の成長や問題の解決を促す社会福祉の援助技術。
訓練等給付……………日中活動の場における機能訓練、就労支援を行う自立支援給付対象サービス、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の4種類がある。